

日 時：令和 7 年(2025年) 8 月25日(月) 14：00～
場 所：横須賀市立勤労福祉会館(ヴェルクよこすか)
3階 第3研修室

第85回 横須賀市環境審議会 会議次第

1 開 会

2 議 事

議題（１）「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の見直しについて

議題（２）「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」の見直しについて

議題（３）「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

議題（４）「横須賀市みどりの基本計画」の改定について

議題（５）「横須賀市環境基本計画2030」の見直しについて

3 その他

4 閉 会

事前送付資料

- ・ 次第
- ・【資料１】横須賀市環境審議会委員名簿
- ・【資料２】横須賀市環境審議会関係職員・事務局職員名簿
- ・【資料３】横須賀市環境審議会規則
- ・【資料４】横須賀市環境審議会傍聴実施要領
- ・【資料５】横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 部会報告（総括）
- ・【資料６】地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例（改正案）
- ・【資料７】ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン（改定案）
- ・【資料８】みどり政策推進部会開催報告
- ・【資料９】みどりの基本条例（改正案）
- ・【資料10】横須賀市みどりの基本計画（案）
- ・【資料11-1】横須賀市環境基本計画2030 改定素案からの変更点について
- ・【資料11-2】横須賀市環境基本計画2030（改定案）

横須賀市環境審議会 委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（令和7年4月1日現在、敬称略）

	氏 名	区 分	役職等
1	飯 島 健太郎 いい じま けんたろう	学 識 経 験 者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	今 井 利 為 いま い とし ため	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
3	沖 山 さとし おき やま	学 識 経 験 者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
4	◎ 奥 真 美 おく ま み	学 識 経 験 者 (環境政策)	東京都立大学教授
5	小 原 信 治 お ぼら しん じ	市 民	公募委員
6	寛 修 いち かけい しゅう	市 民	公募委員
7	川久保 俊 かわくぼ しゅん	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
8	川 田 たけし かわ だ	事 業 者 (農 業)	J A よこすか葉山経済部長
9	川 名 まさ たか かわ な 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
10	木 本 かず お き もと	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
11	小 菅 きみ あき こ すげ 君 明	事 業 者 (漁 業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
12	佐 藤 ひろし さ とう 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所産業・地域活性課課長
13	高 梨 まさ あき たか なし 雅 明	学 識 経 験 者 (みどり行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
14	名 執 よし ひろ な とり 芳 博	学 識 経 験 者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
15	林 公 義 はやし まさ よし 林 公 義	学 識 経 験 者 (海洋環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
16	○ 松 本 やす お まつ もと 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授
17	松 行 み ほ こ まつ ゆき 美 帆子	学 識 経 験 者 (都市計画)	横浜国立大学教授
18	矢 部 かず ひろ や べ 和 弘	学 識 経 験 者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授

◎：委員長 ○：委員長職務代理者

横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 委員名簿

	氏 名	区 分	役職等
1	いい 飯 島 けんたろう 健太郎	学 識 経 験 者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	おき 沖 やま さとし 聡	学 識 経 験 者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
3	かけい 算 しゅう いち 修 一	市 民	公募委員
4	かわ だ たけし 剛 川 田	事 業 者 (農 業)	J A よこすか 葉山経済部長
5	☆ たか なし まさ あき 高 梨 雅 明	学 識 経 験 者 (みどり行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
6	な とり よし ひろ 名 執 芳 博	学 識 経 験 者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
7	はやし まさ よし 林 公 義	学 識 経 験 者 (海洋環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
8	まつ ゆき み ほ こ 松 行 美帆子	学 識 経 験 者 (都市計画)	横浜国立大学教授
9	や べ かず ひろ 矢 部 和 弘	学 識 経 験 者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授

横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 専門委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

	氏 名	区 分	役職等
1	はぎ わら きよ し 萩 原 清 司	学 識 経 験 者 (水域環境)	元横須賀市自然・人文博物館学芸員

☆：部会長

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会 委員名簿

	氏 名	区 分	役職等
1	いま い とし ため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	お ぼら しん じ 小 原 信 治	市 民	公募委員
3	かわく ぼ しゅん 川久保 俊	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
5	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	こ すげ きみ あき 小 菅 君 明	事 業 者 (漁業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
7	さ とう ひろし 佐 藤 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所産業・地域活性課課長
8	☆ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

資料2

横須賀市環境審議会 関係職員・事務局職員名簿

[関係職員]

所 属	役 職	氏 名
環境部	部 長	山 口 博 之
経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当	担当課長	佐 野 良 介
同 上	主 査	八 木 宏 道
同 上	主 任	相 澤 優 輝
同 上	担 当 者	江 南 司
建設部自然環境・河川課	課 長	引 本 敦 史
建設部自然環境・河川課みどり政策担当	主 査	内 田 敦 大
同 上	担 当 者	森 塚 晶 人

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
環境部環境政策課	課 長	出 雲 智 也
環境部環境政策課計画調査担当	主 査	赤 城 健太郎
同 上	主 任	高 平 知 博
同 上	主 任	池 田 弥 生

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
- なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
- （1）審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
- （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- （3）はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
- （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- （5）飲食、喫煙をしないこと。
- （6）委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
- （7）むやみに席を離れないこと。
- （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会	
傍	聴	章

第85回 横須賀市環境審議会

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会
部会報告（総括）

令和7年 8 月25日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 会議の概要（第20回・第21回）
2. 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」について
 - （1）条例見直しにあたっての考え方について
 - （2）修正内容について
3. 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」について
 - （1）促進区域（温対法）の設定について
 - （2）促進区域（建築物省エネ法）の設定について
 - （3）区域施策編の削減目標について
 - （4）指標の見直しについて
4. 今後のスケジュールについて

1. 会議の概要

(1) 第20回温暖化対策推進部会 [令和7年6月27日開催]

① 出席者 (6名)

- 現地出席：松本委員(部会長)、川名委員、木本委員、小菅委員、佐藤委員
- リモート出席：小原委員

② 議題

- 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」修正案について
- 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の見直しについて
⇒ 区域施策編の削減目標、促進区域の設定、指標の見直しについて

(2) 第21回温暖化対策推進部会 [令和7年8月4日開催]

① 出席者 (7名)

- 現地出席：松本委員(部会長)、今井委員、川名委員、木本委員、小菅委員、佐藤委員
- リモート出席：小原委員

② 議題

- 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の見直しについて
⇒ 前回の部会においていただいたご意見に対する考え方について

※開催場所は両日ともに横須賀市役所消防局庁舎3階 消防第3会議室

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例 について

(1) 条例見直しにあたっての考え方について

- 現在の理念条例の位置付けを維持する。
- 個別具体的な施策は実行計画において定めることとする。
- 一方で、建築物省エネ法の改正等により、建築物の省エネ基準への適合が義務付けられるほか、今後も国が主導し、省エネ基準を引き上げることが予定されている。
- 建築物に由来する排出量削減の重要性は高まりを見せている。



条例制定時から、住宅や建築物を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、省エネに関する条文に建築物に特化した方針を追記する
条例改正を行う

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例 について

(2) 修正内容（「見出し」の修正について）

- 建築物に関する規定を新たに盛り込むにあたり、民生部門や産業部門、運輸部門といった分野を整理し、条文整備を行う。

【現在】

（エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

（移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

【修正案】

（**民生部門・産業部門における**エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

（**運輸部門におけるエネルギー使用の合理化**）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例 について

(2) 修正内容（「見出し」の修正について）

➤ § 12

【現在】

（エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費 機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

【修正案】

（**民生部門・産業部門における**エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費 機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例 について

(2) 修正内容（「見出し」の修正について）

➤ § 13

【現在】

（移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策
- （2）温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- （3）電動車等（電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。）にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- （4）自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策

【修正案】

（**運輸部門におけるエネルギー使用の合理化**）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策
- （2）温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- （3）電動車等（電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。）にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- （4）自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例 について

(2) 修正内容（「建築物」に関する表現について）

- 他の条文との整合を図り、改正素案を以下のとおり修正した。

【修正案】

(**民生部門・産業部門における**エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

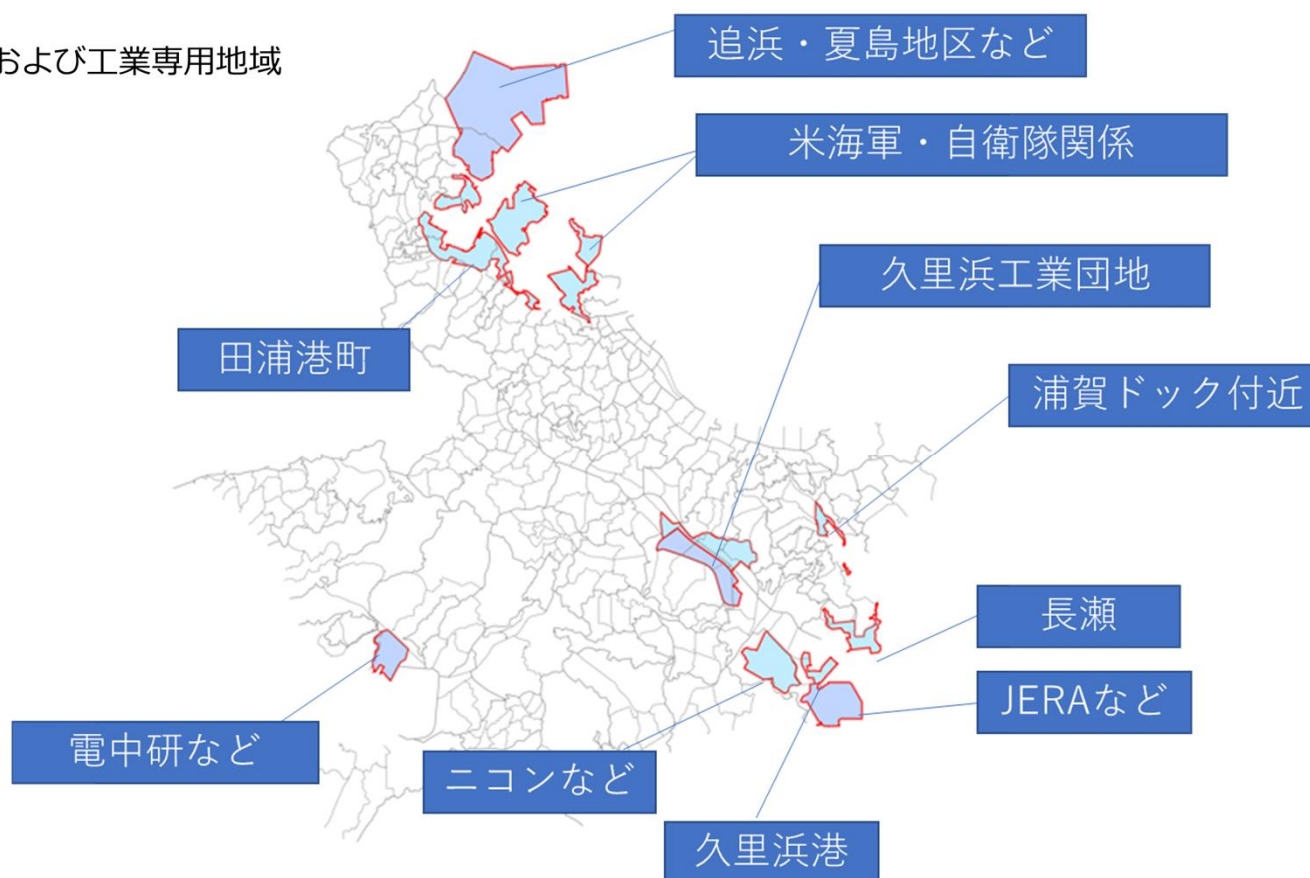
- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策
- (5) **住宅、事務所、工場、その他の建築物及びその付帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策**

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 促進区域（温対法）の設定について

- 円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進する制度。
- 第19回の部会において、以下のとおり事務局案をお示しした。

(参考) 工業地域および工業専用地域



3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 促進区域（温対法）の設定について

- 温対法の促進区域の制度主旨は、「環境に適正に配慮し、かつ、地域と共生し、また、地域に裨益する再エネ事業の導入を促進するもの」であり、再エネ導入を単に促すものではなく、環境配慮と地域との共生を考えることが前提となる。
- 本市における区域設定の考え方として、環境への適切な配慮及び事業活動の規模に準じ、一定程度の発電設備容量を見込むことができる観点から、工業地域及び工業専用地域を案としてお示したが、「再エネを促進する区域」とする以上、区域そのものの自然災害のリスクや、導入ポテンシャル等について、再考する必要がある。



- 今回の見直しにおいて、温対法の促進区域設定は見送ることとし、継続して審議することとしたい

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

- 促進計画において定めたエリアの中で、再生可能エネルギー利用設備の設置促進につながる措置(※)を講じることができる仕組み
(※) 建築基準法の制限緩和：容積率、建蔽率、高さ制限の緩和



- 形態規制の緩和にかかる要件や上限等について、環境部門での制度設計は困難である。
- 仮に、環境部門において、制度を設計した場合であっても、建築基準法関連事務を所管している課による運用となる想定。しかしながら、今後も引き続き、行政内部での調整が必要なため、現時点では、市の方向性をお示しできない。
- 今回の見直しにおいて、建築物省エネ法の促進区域設定は見送ることとし、継続して審議することとしたい

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(3) 区域施策編の削減目標について

●国の動向

- 令和7年2月に、国連へのNDC（日本の削減目標）提出に向け、削減目標を含めた国の地球温暖化対策計画等の見直しを検討
- これまでの削減目標である「2030年度46%削減」を延伸した、「2035年度60%削減」を案として提示。
削減目標の軌道修正（引き上げ）も含めて議論を継続していた

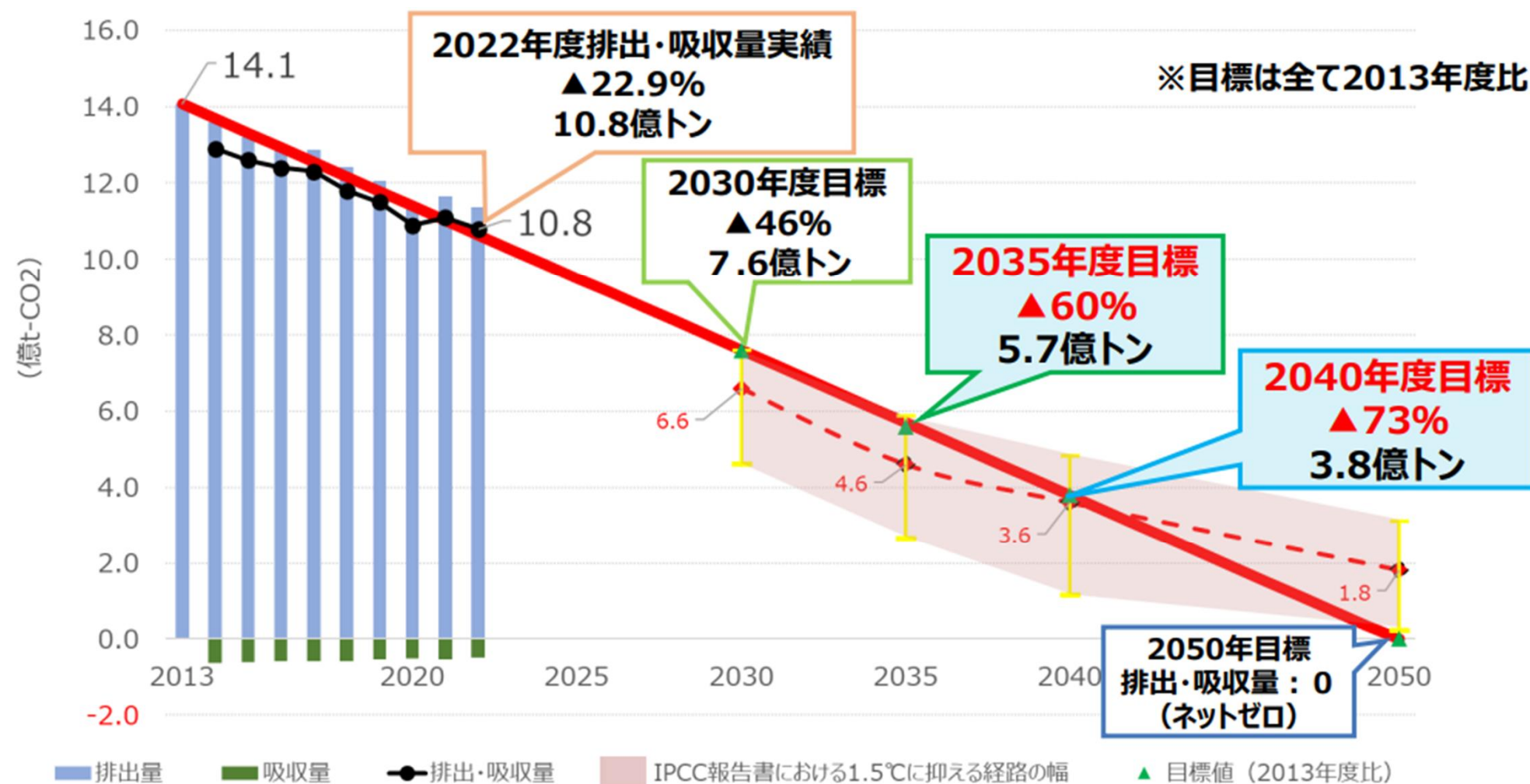


- 令和7年（2025年）2月18日、地球温暖化対策計画が閣議決定
- 同日に2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、温室効果ガスを2035年度60%削減※、2040年度73%削減※を目指す新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出

※2013年度比

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

●国の動向



出典：地球温暖化対策計画の概要（令和7年2月 内閣官房・環境省・経済産業省）より

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(3) 区域施策編の削減目標について

●本市の状況

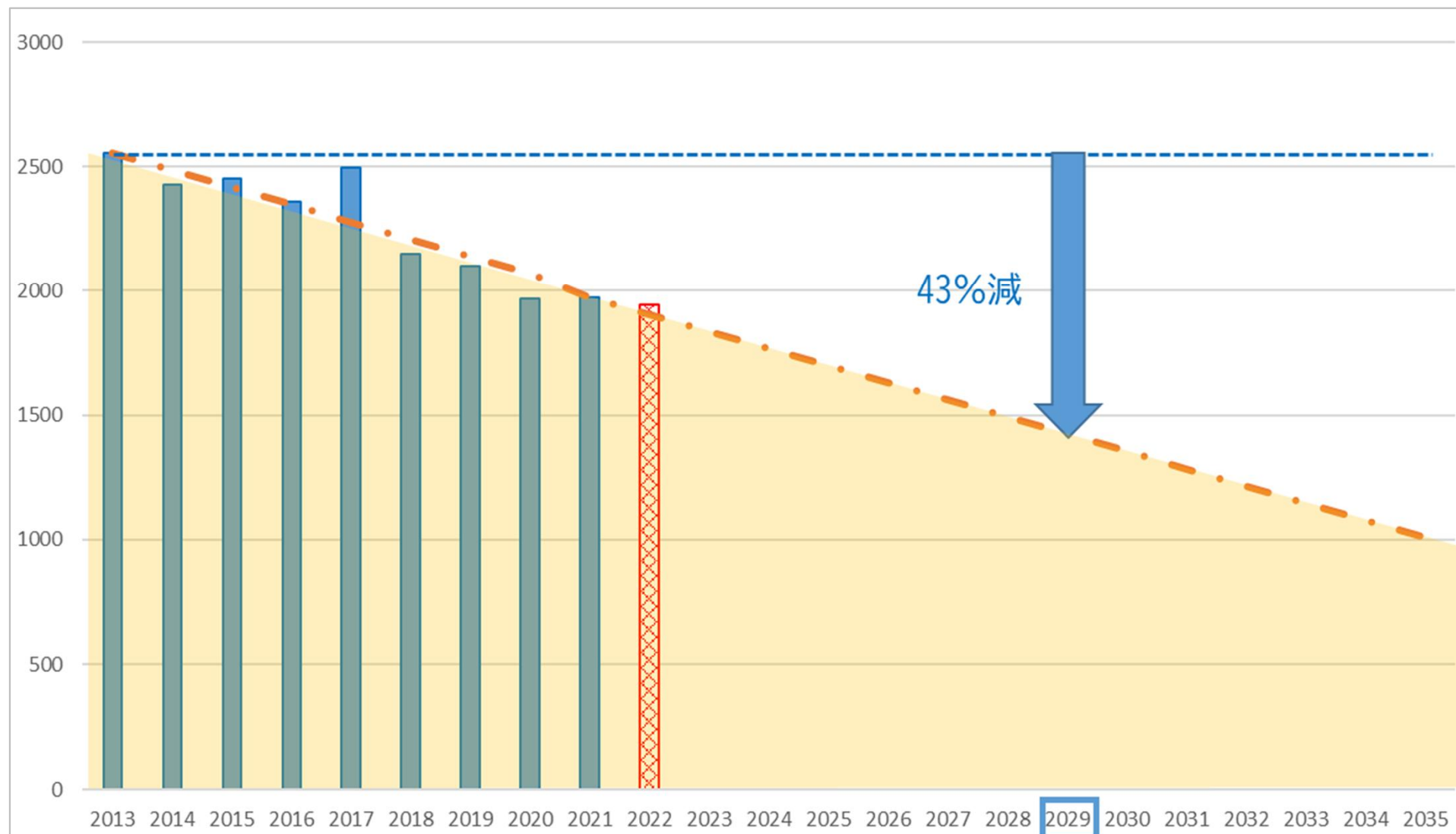
- 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の計画期間は、令和4年(2022年)度から令和11年(2029年)度までの8年間
- 区域施策編の削減目標は、基準年度(2013年度)比43%削減
- 市域の温室効果ガス排出量は、国や県の統計データを活用した「按分法」により算出
- 統計データを基にするため、当該年度の2年度前が最新値となる



- 最新値は、令和6年度に算定（令和4年度実績）
- 令和4年度の市域の温室効果ガス排出量は、1,944千トン（基準年度比23.9%削減）であり、削減傾向にある

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

●本市の状況



3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(3) 区域施策編の削減目標について

区域施策編の削減目標を引き上げ、2029年度▲46%とする



- 本計画の策定時に実施を見込んでいなかった市域に対する施策(※)を追加実施している
(※)「重点」の実施、4市1町の広域連携、民生部門をターゲットとした脱炭素への意識、行動変容を促す啓発の実施等
- 併せて、引き続き、促進区域の検討を進める
- 計画策定時から追加的な施策を実施していることを踏まえ、野心的な目標として、新たな削減目標を設定し、市として長期目標である2050年度に脱炭素社会(二酸化炭素排出量実質ゼロ)の実現を目指していくという姿勢をより強く示したい
- 現状の2029年度▲43%(2030年度▲46% ※国と同じ)の削減目標を1年前倒しし、2029年度▲46%としたい

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(4) 指標の見直しについて

●再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数

令和11年度末(計画期間満了時)で、1,760件を新たな指標値とする



- 現在の指標は、エコポイントによる助成件数（1,000件）
- 国の交付金を活用した重点対策加速化事業補助（重点）を開始
- 「重点」の見込み件数は、令和6年度～令和10年度の5年間で太陽光発電設備と蓄電池各380件を想定
- 現在の指標（エコポイントの助成件数）の進捗状況は概ね良好
- 市民向けの再エネ設備に対する助成制度が増設されたこととなったため「重点」における計画値（見込み件数）を追加する

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(4) 指標の見直しについて

●藻場に関する指標

令和11年度末(計画期間満了時)で、
「藻場の回復面積:3ha」を新たな指標値とする



- 現在の指標は、「藻場の保全活動対象面積（200ha）」
- 藻場保全事業（ウニ駆除・アイゴ駆除）を行っている活動区域や、藻場の再生・保全の取り組みを行う区域の面積を目標値（200ha）として設定している。
- 当初想定した以上に、藻場の再生や保全に関する取り組みが難しい状況であり、市独自で測定することも容易ではない。
- 既存の指標を取り下げ「藻場の回復面積」へ置き替える
- 「藻場回復の取組(2.5ha)」 + 「アマモ等植付けの取組(0.5ha)」

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(4) 指標の見直しについて

●関連計画の見直しに伴い変更する指標

「緑被率」の指標を更新予定(現時点の暫定値:53.2%※)

※緑被率の指標は暫定値のため確定値に準じ変更

⇒関連計画：みどりの基本計画

「ごみの排出量」の指標を(104,061 t)へ更新

「資源化率」の指標を(33.0 %)へ更新

⇒関連計画：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



- アクションプランの指標のうち、他の関連計画において目標値を定めているものについては、関連計画の見直しに合わせ指標を更新

4. 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年度	令和 7 年 8 月 25 日	● 第85回環境審議会
	令和 7 年 10 月	◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和 7 年 12 月	● 環境審議会（答申） PC手続結果報告、条例見直し最終案
	令和 8 年 3 月	◇ 市議会への報告・議案の提出
令和 8 年度	令和 8 年 4 月	◇ 見直し計画運用開始 ◇ 条例施行

○地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例【改正案】

※今後、条例改正に必要な審査等の手続きにおいて、表現等の修正が生じる場合があります

令和3年9月21日

条例第59号

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例をここに公布する。

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針(第9条)

第3章 地球温暖化対策に関する施策等(第10条―第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどり豊かな横須賀の自然環境は、市民にとっての大きな魅力となっています。

しかし、近年、世界各地において生じている地球温暖化に起因するとみられる猛暑や短時間豪雨、農作物の不作、生態系の変化など、人々だけでなく地球全体に深刻な被害をもたらす気候変動の影響は、本市においても重大な脅威となっています。

このような危機的状況の中、国際条約であるパリ協定の発効により、世界は脱炭素社会の実現に向けて動き出しました。脱炭素社会への移行は、世界が一丸となって取り組むべき課題であり、世界の一員として横須賀に生きる私たちの使命でもあります。

これまで本市では、計画を策定し、低炭素社会の構築や気候変動への適応を推進してきたほか、令和3年1月には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指す姿勢を示しました。

横須賀が誇るべき豊かな環境を未来へ継承し持続させていくためには、低炭素社会から脱炭素社会へ、これまで以上に大胆な変革が必要不可欠です。市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体が危機感を共有し、社会全体が二酸化炭素排出量実質ゼロとなる生活様式及び事業活動へと生まれ変わるとともに、長期に渡って地球環境に影響を及ぼすと考えられている気候変動に柔軟に適応していくことが求められます。

ここに、豊かな自然環境、良質な生活環境及び地域経済振興が共存した脱炭素社会への移

行に向けた施策を実効性のあるものとし、市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体の責務に基づく役割を明確にし、併せて地球温暖化対策に不退転の覚悟で取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会への移行に向けた温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応策(以下「地球温暖化対策」という。)の推進について、行動の原則を基本理念として定め、市民、事業者及び市民団体(市民、事業者その他の団体又はこれらの者で組織する団体をいう。以下同じ。)並びに市の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、自然環境の保全、生活の安定及び地域経済の発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の地球温暖化対策に関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二酸化炭素排出量実質ゼロ 人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。
- (2) 脱炭素社会 二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減等 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化等地球温暖化の防止を図るための施策又は取組みをいう。
- (5) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
- (6) 気候変動適応策 気候変動(地球の大気の組成を変化させる人の活動に直接又は間

接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。以下同じ。)の影響に適切に対処するための施策又は取組みをいう。

(基本理念)

第4条 脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 日常生活及び事業活動において、二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 市民、事業者及び市民団体並びに市が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務を自覚して積極的に取り組むこと。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。
- (4) 気候変動適応策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動適応策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

2 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された市民団体は、その活動を通じて、地球温暖化対策に関する市民及び事業者の理解が深まり、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働が促進される取組みを行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、脱炭素社会への移行のための総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとし、地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への市民、事業者及び市民団体の参加及び協力を促し、これらの意見を適切に反映させるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市民団体が脱炭素社会への意識及び関心を高め、地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう、社会的気運が醸成されるための取組みに努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市の事務及び事業に関し、地球温暖化対策のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針

第9条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、地球温暖化対策の具体的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化の促進、温室効果ガスの排出量のより少ない移動手段の選択等、温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を推進すること。
- (2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全及び活用に関する施策を推進すること。
- (3) 地域の特性を踏まえ、気候変動の影響による被害の軽減又は回避に関する施策を推進すること。

第3章 地球温暖化対策に関する施策等

(地球温暖化対策実行計画)

第10条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地球温暖化対策実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に関する具体的な施策
- (3) 気候変動適応策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業

者及び市民団体の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第22条第1項に規定する横須賀市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 市長は、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量並びに地球温暖化対策の実施状況及びその評価について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(再生可能エネルギーの普及の促進)

第11条 市は、再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの導入を促進するための施策

(2) 再生可能エネルギーである電気又は再生可能エネルギーである電気に相当するものとして環境価値が付与された電気の購入を促進するための施策

(3) 再生可能エネルギーに相当するその他のエネルギーの利用を促進するための施策

(民生部門・産業部門におけるエネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策

(2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策

(3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策

(4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

(5) 住宅、事務所、工場、その他の建築物及びその付帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策

(運輸部門におけるエネルギーの使用の合理化)

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策
- (2) 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- (3) 電動車等(電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。)にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- (4) 自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策
(温室効果ガスの吸収源の利用)

第14条 市は、前3条に規定する温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を積極的に実施し、及び二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に資するため、市民、事業者及び市民団体の森林や藻場の二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解が深まるよう取り組むとともに、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 森林の適切な保全及び整備並びに市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (2) 藻場の再生、保全及び活用等を推進するための施策
- (3) 地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者の温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策
(気候変動への適応)

第15条 市は、次に掲げる気候変動適応策を重点的かつ効果的に推進するものとする。

- (1) 気候変動の影響を踏まえた水害その他の自然災害の予防及び市民啓発を図る施策
- (2) 気候変動の影響を踏まえた熱中症の予防及び市民啓発を図る施策
- (3) 気候変動の影響に関する情報の収集並びに効果的な気候変動への適応に関する調査及び研究
(広域的な連携)

第16条 市は、市民、事業者及び市民団体、国、他の地方公共団体及び関係行政機関並びに大学その他の教育研究機関と広域的に連携し、及び協働して、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、脱炭素社会への移行に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(この条例の見直し)

第18条 この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

ゼロカーボンシティ
よこすか
2050 アクションプラン



2022年(令和4年)3月
2024年(令和6年)3月(一部改定)

横須賀市

2026 年(令和8年) 3月(一部改定)

第3章 計画の基本的事項

I 市域施策編における基本的事項

(1) 計画の基準年度

基準年度は国および神奈川県の方針と同様に 2013 年度（平成 25 年度）とします。

【基準年度】2013 年度（平成 25 年度）：国および神奈川県の方針と同様

(2) 目標年度および計画期間

目標年度は本市の基本構想・基本計画と整合を図り 2029 年度（令和 11 年度）とします。

【目標年度】2029 年度（令和 11 年度）

市の基本構想・基本計画の計画期間と整合を図り設定

【計画期間】2022 年度（令和 4 年度）～2029 年度（令和 11 年度）

(3) 対象となる温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項に定められた以下の 7 種類のガスとします。

表 3-1 対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼育および排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空調和機器、プラスチック、噴霧器および半導体素子など製造、溶剤などとしての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子などの製造、溶剤などとしての PFCs の使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子などの製造、変圧器、開閉器および遮断器その他電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子などの製造

資料：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」

（平成 29 年 3 月環境省）を基に作成

（４）計画の削減目標の考え方

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標は、計画期間である 2029 年度（令和 11 年度）における中期目標および国の方針に基づき 2050 年度（令和 32 年度）における長期目標を設定します。

長期目標は国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指すとともに「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」とし、中期目標は現状から追加的な対策を行わない場合（現状趨勢ケース）の 2020 年度（令和 2 年度）における将来推計を行い、この現状趨勢ケースの排出量に基づき新たな対策の実施による削減効果を減じることで算定しました。

表 3-2 目標年度と削減目標の考え方

目標年度	目標の考え方	設定する削減目標
中期目標 (2029 年度)	- 国の削減目標（46%）を考慮しつつ、部門ごとに実施可能な取り組みの削減効果を積み上げて設定 - 現状趨勢ケースの排出量から、新たに実施する対策の削減量の積上値を減じて設定	- 温室効果ガス削減量 - 二酸化炭素削減量（部門別）
長期目標 (2050 年度)	- 国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指す 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ	- 温室効果ガス削減量 - 二酸化炭素削減量

①中期目標の算定

中期目標は、本計画に基づく対策効果の積み上げ値を推計し、これにさらに国・県の取り組み、技術革新により期待される効果を減じた排出量を目標値とします。目標年度の排出量の算定は以下の式により求めます。

$$\text{中期目標年度の排出量} = \text{現状趨勢ケースの排出量} - \text{対策による削減量}$$

また、2025 年度（令和 7 年度）には、見直しを行い、参考値として掲げた「2030 年度（令和 12 年度）46%削減」を 1 年前倒し、目標年度である 2029 年度に 46%削減することを目標としました。

②長期目標

国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指し「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」とします。

二酸化炭素排出量実質ゼロ

：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収による吸収量が等しくなり、計算上、二酸化炭素排出量が実質的にゼロとなる状態のこと

（５）温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢）

国、神奈川県、本市の統計データや将来予測データを参考に 2030 年度（令和 12 年度）までの温室効果ガス排出量（現状趨勢）を推計しました。

なお、2030 年度（令和 12 年度）以外の各年度の将来推計値については、2030 年度（令和 12 年度）まで直線的に変化すると仮定しています。

現状趨勢ケースの推計は、環境省公表の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver.1.0」（以下「マニュアル」という。）に基づき算定しました。（前計画策定時から国のマニュアルが改定されていることから、前計画の算定方法とは異なる算定手法を用いています。）

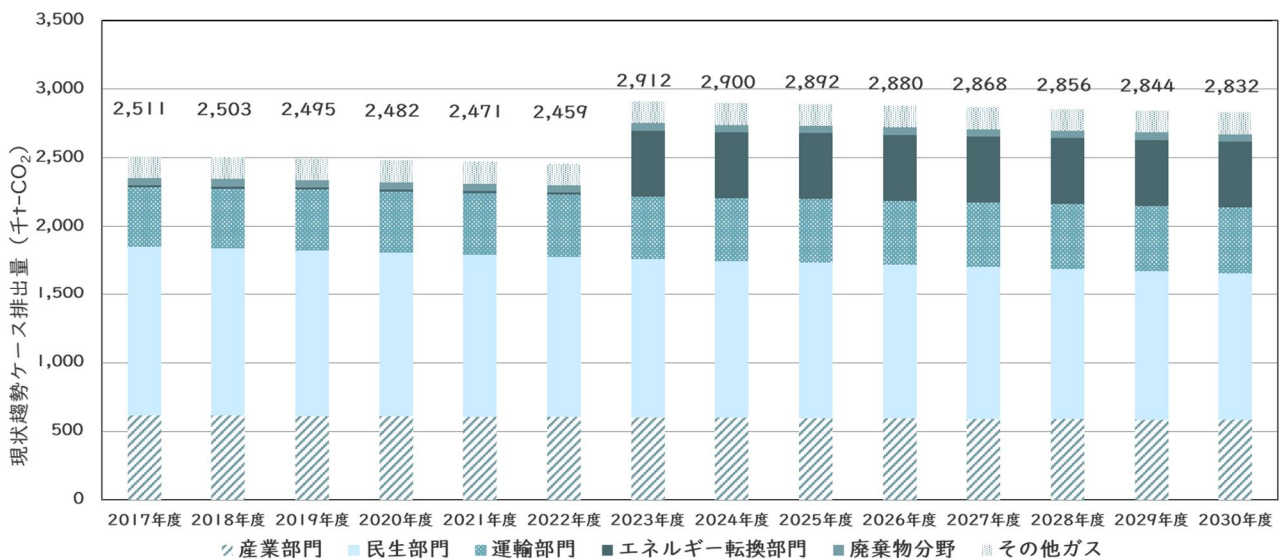


図 3-1 温室効果ガス排出量の将来推計

※2023 年度以降のエネルギー転換部門には横須賀火力発電所の排出量が含まれます

（６）計画の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」で定める目標年度と整合を図るため、2050 年度を長期目標年度、市の上位計画との整合を図るため 2029 年度（令和 11 年度）を中期目標年度とします。

中期目標、長期目標はそれぞれ以下のとおりとします。

なお、基準年度は国の基準年度と整合を図り、2013 年度（平成 25 年度）とします。

基準年度：	2013 年度（平成 25 年度）
目標年度：	中期目標 2029 年度（令和 11 年度）
	長期目標 2050 年度（令和 32 年度）
削減目標：	中期目標 基準年度比で 2029 年度（令和 11 年度）に 46%削減
	長期目標 脱炭素社会を目指し、2050 年度に二酸化炭素排出量実質ゼロ

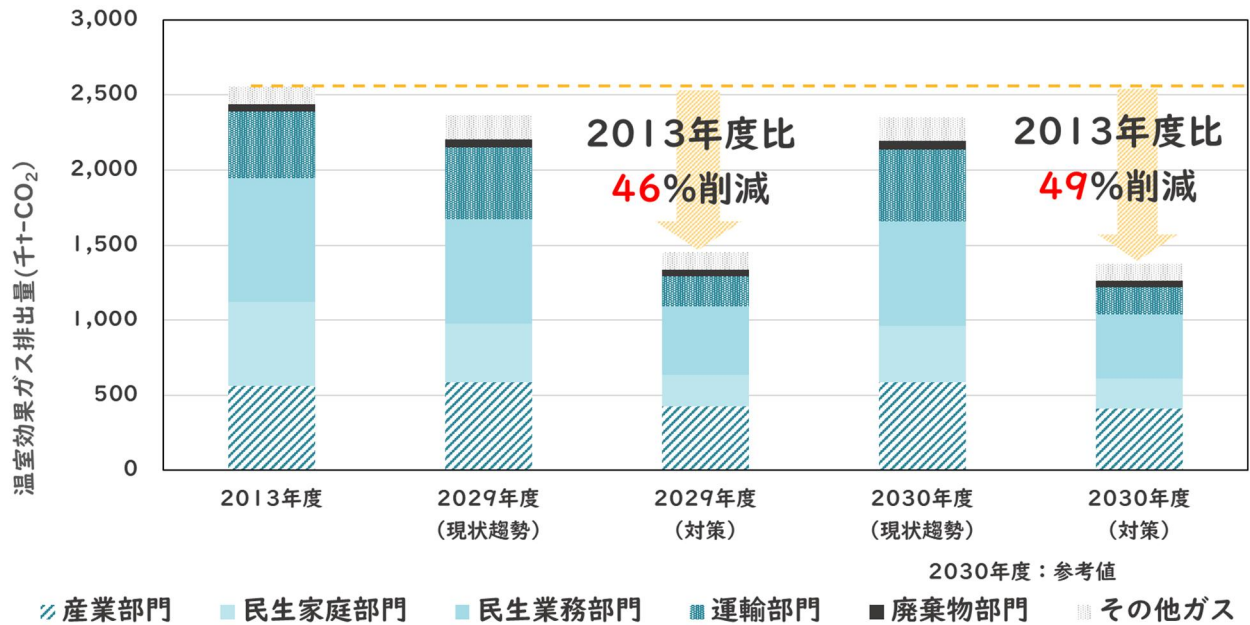


図 3-2 市域施策編における基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

※2029 年度、2030 年度の現状趨勢および対策ケースには、エネルギー転換部門を算入していません。
詳細は 33 ページをご覧ください。

本計画に基づく施策を最大限に実施し、2029 年度（令和 11 年度）において基準年度比 **40%**削減の達成に向けて取り組むとともに、国が目指す削減目標に向けて、国・県による対策や技術革新による削減効果を積み上げて目標を設定します。

表 3-3 基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

単位：千 t-CO₂

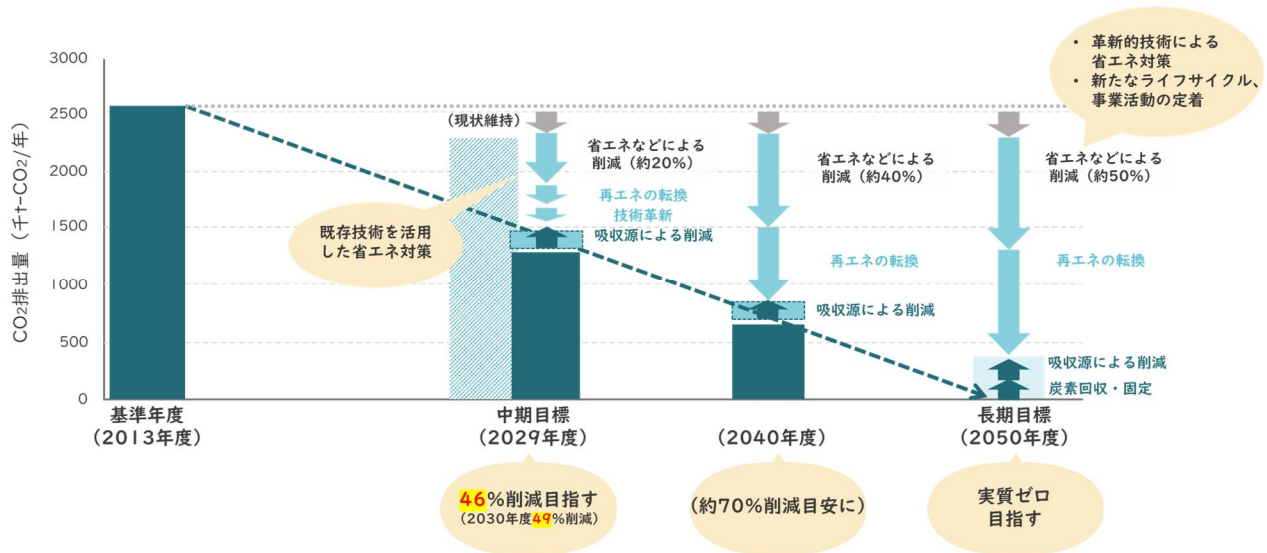
部 門	2013 年度	2029 年度（目標年度）		2030 年度（参考）	
		排出量	削減率	排出量	削減率
二酸化炭素	2,439	1,296	47%	1,219	50%
産業部門	562	421	25%	406	28%
民生家庭部門	565	217	62%	203	64%
民生業務部門	820	451	45%	427	48%
運輸部門	445	165	63%	142	68%
廃棄物部門	47	42	11%	41	13%
その他ガス	115	83	28%	82	29%
合計 (技術革新などによる削減効果を含む)	2,554	1,379	46%	1,301	49%

< 削減効果の内訳 >

本計画に基づく対策による効果	—	-1,020	40%	-1,091	43%
技術革新などによる効果	—	-155	6%	-162	6%

長期目標として 2050 年度に脱炭素社会すなわち二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すにあたり、温室効果ガス排出量の削減目標のマイルストーンを設定するとともに、取り組み内容についてロードマップを作成します。ロードマップは、将来のビジョンをあらかじめ定義しておき、現在からその将来像に至る道筋を描く「バックキャスト」という手法で作成しました。

本計画期間後の取り組みについては、次期計画において追加的な施策や事業を検討し、さらなる温室効果ガス排出量の削減に取り組む考えです。



	⇒ 2029年度（中期目標）	⇒⇒ 2040年度	⇒⇒⇒ 2050年度（長期目標）
民生家庭・業務部門の取組	家庭、事業所の省エネ促進 ZEH、ZEBに向けた設備等の普及	家庭、事業所の省エネ定着 ZEH、ZEBの促進	
運輸部門の取組	公共交通機関の利用促進 地域交通のスマート化 次世代自動車の普及促進（50%）	地域交通の脱炭素化 次世代自動車の普及促進（100%）	
廃棄物部門の取組	ごみ減量化の促進	ごみ減量化の促進 ごみ処理の脱炭素化の推進	
	プラごみのケミカルリサイクルの推進		
産業部門の取組	各業界の取組の推進 市内工場・事業所への働きかけ	脱炭素技術※1の研究等の支援 脱炭素技術の普及促進	
再生可能エネルギー導入	再生エネの導入促進（市内） 再生エネ電力※2の活用促進	（電力消費量の3割相当） 再生エネの導入促進（市外からの調達）	
吸収源対策	森林整備の促進 カーボンオフセット 藻場の再生・保全		
炭素の回収・固定	炭素の回収・固定技術の研究等の支援	炭素の回収・固定技術の普及促進	

※1 脱炭素技術：主に製造業を対象とした燃料の転換や、製造過程における温室効果ガス排出削減に資する技術

※2 再生エネ電力：新電力等を通じた、再生可能エネルギーにより発電した電力の購入

図 3-3 長期的な 2050 年度までの温室効果ガス排出量の削減見込みと脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

第4章 目標達成に向けた施策（緩和策／市域施策編）

Ⅰ 計画の基本方針（Ⅰ）～（Ⅳ）に基づく施策

基本方針（Ⅰ） 再生可能エネルギー導入・活用の促進

【めざす姿】

再生可能エネルギーのさらなる導入拡大と誰もが利用できる環境を整え、家庭・事業所などにおける活用を促進するとともに、エネルギーの地産地消により環境保全と安定供給の実現を図ります。

【課題と取り組みの方向性】

二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けて、省エネルギーの取り組みの推進と、再生可能エネルギーへの転換を併せて進める必要があります。再生可能エネルギーの導入に関しては、これまでに再生可能エネルギーの普及啓発や実証事業などを実施してきており、市内の太陽光発電設備の導入量は2019年度（令和元年度）で39,960kWでしたが、脱炭素社会への移行に向けてさらなる導入促進を図る必要があります。

家庭や事業所への太陽光発電設備や自家消費するための機器の導入、事業者による発電事業の実施などに対する多面的な支援を通じて地球温暖化対策を促進するとともに、自立分散型電源のシステム構築を推進することで、非常時における安全・安心を確保し、その効果を市民や事業者へ公表して設備導入の促進を図ります。

さらに、市内の再生可能エネルギーの地産地消を推進することで、市外に流出していた電気料金を市内で循環させ、温暖化対策と同時に地域経済の活性化や産業振興を目指します。

なお、一定規模を超える太陽光発電システムを導入する際には、緑被率への影響、土砂災害への影響、景観への影響などを検討したうえで導入することが求められます。

自立分散型電源

：再生可能エネルギーなど比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称

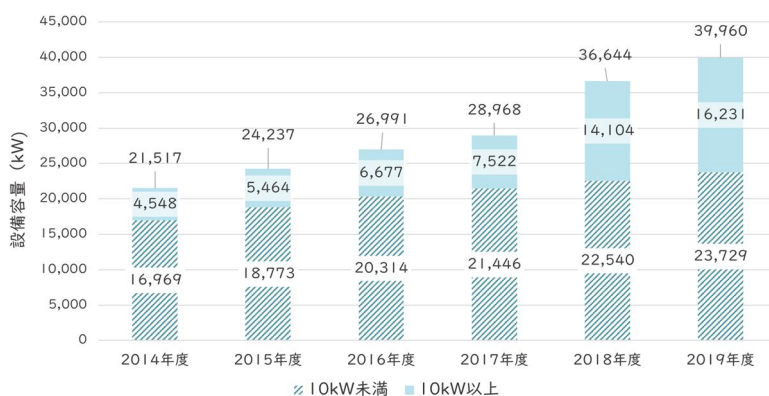


図4-1 市内の再エネ導入量※の推移

※固定価格買取制度により認定を受けた太陽光発電の設備容量（累積）
資料：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイトを基に作成

【主な施策】

施策の分野① 再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進

施策の項目	施策
i 新エネルギーなどの導入促進	ア. 再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力、水力など）や水素エネルギーなどの普及啓発および導入促進を図ります。
	イ. 既存太陽光発電システムの自家消費を促進します。
	ウ. 太陽光発電システムの災害・停電時の非常用電源としての活用を促進します。
	エ. 市民や事業者などへ新エネルギーに関する情報を発信します。
	オ. 間伐材などについて木質バイオマス資源としての有効利用について検討します。
ii 自立分散型電源の推進	ア. 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源の活用やスマートグリッドの実証などについて検討します。
	イ. 家庭や事業所における再生可能エネルギーおよび蓄電池の災害時の活用を見据えた普及啓発を図ります。
iii 再生可能エネルギーを活用した電力の利用促進	ア. 再生可能エネルギー電力の供給および活用を促進します。
	イ. 市民や事業者などに対して市内の再生可能エネルギー発電電力の活用を促し、エネルギーの地産地消を促進します。

【指標】

施策の分野	指標		
	項目	単位	目標
① 再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進	・ 再生可能エネルギーの発電容量（累計）	kW	100,000
	・ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）	件	1,760
	・ 公共施設への再生可能エネルギー発電設備の設置割合	%	50

基本方針（３） 脱炭素型都市への移行

【めざす姿】

恵まれた自然環境を生かした快適な都市空間を形成するとともに、温室効果ガス排出量が少ない公共交通機関の利用促進などを通じて、低炭素型社会から脱炭素型社会へ都市機能・構造の改善に取り組みます。

【課題と取り組みの方向性】

電力や燃料の使用の他に、移動時においても温室効果ガスが発生します。そのため、マイカーなどの自動車利用の軽減を図るとともに、燃費の良い自動車や走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車の普及促進に取り組む必要があります。今後も産学官が一体となってスマートモビリティの社会実装を進める「ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ」を展開するとともに、公共交通機関の利用促進など、温室効果ガス排出量が少ない移動手段の普及促進を図ります。

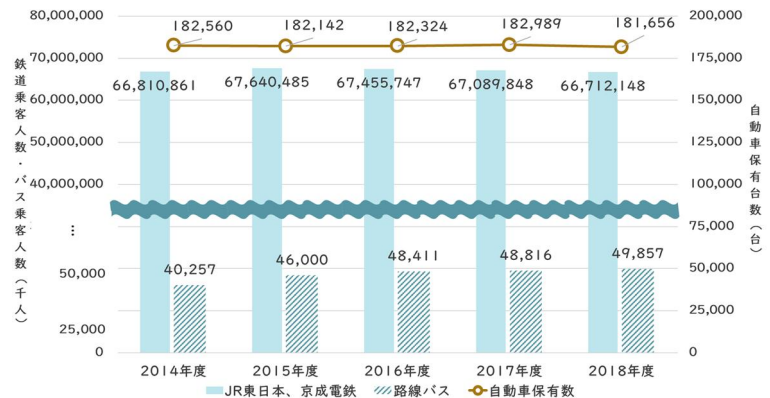


図4-3 公共交通利用者数（鉄道、バス）と自動車保有台数の推移

資料：令和元年度版、令和2年度版横須賀市統計書を基に作成

また、本市の地理的特性として、丘陵や山林が多く三方を海に囲まれているため、市域には樹林地があり、沿岸には藻場が点在しています。これらの森林や近海の藻場は、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止や、気温上昇の緩和など多面的な機能を有しており、適切に整備・管理することにより二酸化炭素の吸収源として認められています。樹林地の保全や、藻場の再生・保全に取り組むことで、吸収源対策も推進していきます。

【主な施策】

施策の分野① 拠点ネットワーク型都市づくり

施策の項目	施策
i 拠点ネットワーク型都市づくり	ア. コンパクトな市街地の形成を推進し、エコエネルギータウン化について検討します。
	イ. 拠点と居住地を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図ります。
	ウ. 公共交通機関など温室効果ガス排出量の少ない移動の普及啓発を図ります。
ii 自動車利用の軽減	ア. モーダルシフトについての普及啓発を進めます。
	イ. ワークスタイル（テレワーク、時差出勤）の転換促進による自動車利用の抑制を図ります。
	ウ. ICTの活用や最新技術の導入などにより、自動車以外の移動手段の多様化と公共交通機関の移動円滑化を図ります。

施策の項目	施策
ii 自動車利用の軽減	エ. 地産地消の推進による輸送に伴うエネルギー消費削減を図ります。
	オ. 地域公共交通の利便性向上および利用促進を図ります。
	カ. 自転車の利用促進を図ります。
iii 次世代自動車の普及促進	ア. クリーンエネルギー自動車（電気自動車など）の普及啓発を進めます。
	イ. 市内企業への支援により、クリーンエネルギー自動車を活用した地域の活性化を図ります。
	ウ. 電気自動車の購入や、充電設備の設置を支援することで、電気自動車の導入を促進します。
	エ. 電気自動車の災害時における防災電源としての利用を促進します。
	オ. エコドライブに関する情報提供および普及啓発を進めます。

モーダルシフト

：トラックによる幹線貨物輸送を、地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること

施策の分野② みどりの保全と創出【吸収源対策】

施策の項目	施策
i 緑地保全および緑化の推進	ア. グリーンカーボンとして温室効果ガス吸収源となる森林の保全に努めるとともに、炭素貯留に寄与する農地の保全を促進します。
	イ. 「みどりの基本条例」や「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、緑地の保全・緑化の推進を図ります。
	ウ. 道路整備に伴う道路沿道の緑化、公共施設の緑化、公園整備など都市の緑化を推進します。
ii 海域環境保全の推進	ア. ブルーカーボン活用に向けた、沿岸域生態系（藻場など）の管理、保全を図ります。
	イ. 藻場の再生・保全を推進し、沿岸域生態系の拡大を図ります。

施策の分野③ ヒートアイランド対策の推進

施策の項目	施策
i ヒートアイランド対策の推進	ア. 市民・事業者によるヒートアイランド対策の周知および促進を進めます。
	イ. 民有地の緑化推進を図ります。

【指標】

施策の分野	指標		
	項目	単位	目標
① 拠点ネットワーク型都市づくり	・ 次世代自動車および充電設備の導入助成件数	件	500
② みどりの保全と創出 【吸収源対策】	・ 緑被率	%	53.2
	・ 藻場の回復面積	ha	3
③ ヒートアイランド対策の推進	・ 熱帯夜日数の推移※	日	—

※熱帯夜日数の推移は、達成目標としての位置付けではなく経過観察を主目的とするモニタリング指標として設定

※緑被率の指標は暫定値のため確定値に準じ変更

【市民・事業者の取り組み】

◆ 共通の取り組み

- ・ 電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用を心掛けましょう。
- ・ 自動車の買い替え時には、ハイブリッド車や EV（電気自動車）など環境負荷の少ない自動車を優先的に購入するよう心掛けましょう。
- ・ 自動車を運転する際には、エコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、適切な点検・整備など）を心掛けましょう。
- ・ 「民有地緑化支援制度」などを活用し、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上を緑化しましょう。
- ・ ヒートアイランド対策として、打ち水や緑のカーテンに取り組んでみましょう。
- ・ 敷地内のみどりや土の面を確保し保水力を高めましょう。
- ・ 藻場の再生など、ブルーカーボンの取り組みに参加しましょう。

◆ 市民の取り組み

- ・ 地産地消を促すため、買い物の際には地場の海産物や農産物などを積極的に購入しましょう。

◆ 事業者の取り組み

- ・ 貨物輸送における自動車利用を環境負荷の小さい船舶や鉄道などへ転換することを検討し、モーダルシフトに取り組みましょう。
- ・ 従業員に対してエコ通勤を推奨するとともに、テレワークの環境を整備しましょう。

エコ通勤

：自家用車から環境負荷の小さい通勤手段へ転換する取り組み

基本方針（４） 循環型都市の形成

【めざす姿】

ごみの減量化・資源化、適正処理により廃棄物排出量を低減するとともに、資源を有効活用することで、地球温暖化防止、まちの美化、魅力ある海洋環境の保全に貢献します。

【課題と取り組みの方向性】

廃棄物の焼却や排水処理によって、温室効果ガスが排出されます。本市のごみの焼却量は減少傾向にありますが、ごみの資源化率も低減しており資源循環に向けた更なる取り組みの推進が必要です。暮らしや事業活動に伴うごみの発生抑制を促進するとともに、不要になった物の再使用や再生利用を通じて資源の循環利用を強化します。

また、世界的に取り組みが加速している海洋プラスチック問題に取り組んでいくために、本市では「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行いました。市民や事業者に対する啓発活動により、使い捨て容器などの利用を低減し排出抑制に取り組むとともに、バイオマスプラスチックや紙製製品などの代替品への転用を促し、海洋へのプラスチックの流出抑制を進めます。



図 4-4 ごみ焼却量と資源化率の推移

資料：低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）令和元年度（2019年度）年次報告書を基に作成

【主な施策】

施策の分野① ごみの減量化・資源化、適正処理の推進

施策の項目	施策
i 発生抑制（リデュース）・拒否（リフューズ）の推進	ア. 家庭ごみおよび事業系ごみの減量化・資源化などによる排出量削減を図ります。 イ. 市民・事業者と連携した「ごみ」の発生抑制に関する取り組みを推進します。
ii 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）および適正処理の推進	ア. ごみの分別や資源化、不用品の再使用の促進に関する情報提供・普及啓発を進めます。 イ. 建設廃棄物のリサイクルを推進します。 ウ. リサイクルプラザ「アイクル」を拠点とした各種啓発事業を推進します。 エ. 地域の「ごみ」の減量化・資源化を推進する人材の育成を支援します。 オ. プラスチック資源の効果的な回収、再生利用や、バイオマスプラスチックの利用を推進します。

施策の項目	施策
iii 海洋プラスチック問題対策	ア. 河川などから海へ流出する海洋プラスチックごみを削減するため、周知啓発を図ります。
	イ. レジ袋、使い捨てプラスチック容器などのプラスチックごみの発生抑制に対する取り組みを行います。
	ウ. プラスチックの代替品として、バイオマスプラスチック、紙などへの利用転換を促進します。

【指標】

施策の分野	指標		
	項目	単位	目標
① ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	・ ごみの排出量	t	104,061
	・ 1人1日当たりの一般廃棄物排出量	g/人・日	810
	・ 資源化率	%	33.0

【市民・事業者の取り組み】

◆共通の取り組み

- ・ 長く使えて修理しやすい製品の購入に努めましょう。また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用しましょう。
- ・ リユース・リサイクルしやすい製品や再生資源を利用した製品を選択するグリーン購入を心掛けましょう。
- ・ ごみを出すときは正しく分別し、リターナブルびんやトレイ、ペットボトル、紙パックなどの分別回収でリサイクルの推進に努めましょう。
- ・ 海岸での清掃活動などに積極的に参加し、海洋プラスチックの削減に努めましょう。

◆市民の取り組み

- ・ ごみが出ないように不要な買い物を控えるとともに、マイ箸、マイカップ、マイボトルなどを利用して使い捨て製品の利用を減らしましょう。
- ・ 買い物の際にはマイバッグを持参し、レジ袋などの使用を減らしましょう。
- ・ 過剰包装は断り、簡易包装の製品を選択し、シャンプーや洗剤などは詰め替え可能な製品を優先しましょう。
- ・ 代替フロンを使用した製品を廃棄する際には、適正な回収・処理に協力しましょう。

1

みどり政策推進部会開催報告

横須賀市みどりの基本条例の見直し・ 横須賀市みどりの基本計画の改定について

2 みどりの基本条例とみどりの基本計画について

みどりの基本条例とは

- ・平成23年4月に施行した、本市の「みどり」に対する基本姿勢を示した条例で、「みどり」に関する基本理念などを掲げるとともに、「みどりの保全と緑化の推進」に関する各種制度を具体的に位置づけている。
- ・第24条で5年以内ごとに見直しを行うものと定めており、令和7年度に前回の見直しから5年が経過する

みどりの基本条例とは

- ・みどりの基本計画：市が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- ・平成27年度に策定した現行計画が令和7年度に目標年度を迎えるにあたり、新たなみどりの基本計画を策定する。

3 部会開催経過

部会	開催日	主な審議事項(計画)	主な審議事項(条例)
第24回	令和7年1月	計画の基本的事項について ・新計画の方向性（目標など）の確認 ・現行計画の目標の評価	条例見直しの方向性
第25回	令和7年5月	新計画の骨子について ・現行計画の施策の評価 ・新計画の構成の確認 ・新計画の目標・施策の確認	条例（素案）について ・条文の変更
第26回	令和7年7月	新計画の素案について ・新計画の詳細内容の確認 ・前回までの意見等の反映 ・計画の名称について →みどりの基本計画～生きものの めぐみを未来へつなぐ～に決定	条例（案）について ・前部回の意見対応
第27回	令和7年8月	新計画の最終案について ・新計画の最終的な確認	条例（最終案）について ・条例の最終的な確認

資料6-1の内容を一部省略して記載

4 条例の見直しについて

見直しに対するご意見と対応

新たに生物多様性地域戦略を取り組んでいくことを示すうえで、みどりの基本条例の中に生物多様性に関することを入れ込むなど、何らかの形で示すといいのではないかと。

→みどりの役割や機能に関する箇所にも、生物多様性の確保を加筆することで、生物多様性の確保を含めたみどりの保全・創出を推進することを明記します。

基本理念 第4条(2)

みどりは、生物多様性の確保のための基盤となり、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。

※赤字は改正案に追記する文言

5 条例の見直しについて

(みどりの基本計画の策定) 第9条2

市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第3項に規定する計画のほか、次に掲げる計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

(2) 生物多様性基本法(平成20年法律第五十八号)第13条第1項に規定する市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

(みどりの量及び質の確保) 第12条

市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性、生物多様性の確保等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

※赤字は改正案に追記する文言

6 新計画の策定について

新規計画策定の趣旨

- ・平成27年度に策定した現行計画が令和7年度に目標年度を迎えるにあたり、新たなみどりの基本計画を策定する。

関係法令の改正・整合

- ・都市緑地法の改正 → 緑の基本方針との整合・緑地の機能維持増進など
→ まちづくりGX(緑地の保全及び緑化の推進)
- ・生物多様性地域戦略 → 生物多様性の保全・活用のための計画

その他

- ・グリーンインフラ関連施策の検討
- ・ネイチャーポジティブに向けた取り組み

7 新計画の名称と基本的事項

計画名称

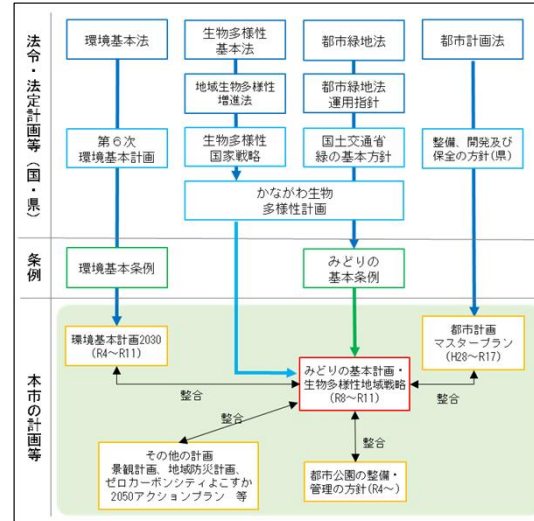
横須賀市みどりの基本計画

～生きもののめぐみを未来へつなぐ～

計画期間

令和8年度～令和11年度

計画の位置づけ



8 新規計画の構成

1章 計画の基本事項

計画の位置づけ、計画期間、
みどりや生態系の機能などの基本事項

2章 本市の現状と課題

横須賀市の樹林地や公園の現状と経年
変化、横須賀市で見られる生きものなど

3章 計画の目標

計画の基本理念、将来像、目標、目標
達成のための基本方針

4章 推進施策

目標達成に向けて取り組む施策

5章 ゾーン別計画

横須賀市内の各地域ごとにおける主な取
組み内容

6章 計画の体制

計画の進行管理について

資料編

本市のみどりに関する情報や用語解説など

9 新計画の基本理念・将来像

基本理念:人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

将来像:多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた自然のめぐみがあふれる「みどりの中の都市」

目標:みんなの力で「みどりの量を維持・向上させるとともに生物多様性の向上などにより、質を高めます」

基本方針1:みどりの保全・創出と機能の向上

基本方針2:魅力ある公園づくり

基本方針3:生物多様性の保全と活用

基本方針4:みどりの継承

基本理念 人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

将来像 多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた自然のめぐみあふれる「みどりの中の都市」

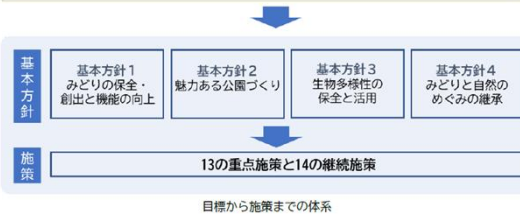
目標 みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに、生物多様性の向上などにより、みどりの質を高めます

(1) 量の個別目標

- ・目にみえるみどりの維持・向上を目指します(緑被率:約53.2%の維持・向上)
- ・みどり豊かなまちを目指します(近郊緑地保全区域:2地区、約1,012ha)及び風致地区:5地区、約1,355.7haの維持)
- ・都市公園(約696.1ha)を維持するとともに、適切な配置を目指します
- ・自然共生サイトの目標面積を193.9haとし、生物多様性の保全エリアを増やします

(2) 質の個別目標

- ・みどりの機能を向上させ、人々に安全で快適な暮らしを提供します
- ・市民のニーズに合った都市公園の整備、管理と、民官連携による積極的な活用を推進します
- ・様々な主体と連携して、ネイチャーポジティブの実現を目指します
- ・みどりや生物多様性の資源の持続可能な活用を推進し、未来へ引き継ぎます



10 新計画の目標

目標:みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに、生物多様性の向上などにより、みどりの質を高めます

量の目標

- ・目にみえるみどりの維持・向上を目指します(緑被率約53.2%※の維持・向上)
- ・みどり豊かなまちを目指します(近郊緑地保全区域約1,012ha及び風致地区約1,355.7haの維持)
- ・都市公園(約696.1ha)を維持するとともに、適切な配置を目指します
- ・自然共生サイトの目標面積を193.9haとし、生物多様性の保全エリアを増やします

質の目標

- ・みどりの機能を向上させ、人々の安全で快適な暮らしを提供します
- ・市民のニーズに合った都市公園の整備や管理と、民官連携による積極的な活用を推進します
- ・様々な主体と連携して、ネイチャーポジティブの実現を目指します
- ・みどりや生物多様性の資源の持続可能な活用を推進し、未来へ引き継ぎます

※緑被に関する数値や図は令和7年度調査の暫定結果です。確定次第、数値・図等を更新します。

11 新計画の施策

(2)施策の重点化・集約化

施策の重点化・集約化を図り、新たな施策や力を入れる取組を明確化した。

重点施策(13施策)

：将来像・目標の達成にむけて重点的に取り組む施策。
：基本的に毎年年次報告を行う。

継続施策(14施策)

：本市の緑化推進等のため、従前どおり継続して取り組む施策。
：特筆する事項がある場合に年次報告を行う。

基本方針	位置付け	No.	施策名	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
みどりの 保全・創出と 機能の 向上	重点	1-1	樹林地の保全と機能の維持増進	◎	△	○	△
		1-2	近郊緑地保全区域等の保全と近郊緑地特別保全地区指定の検討	◎		○	
		1-3	農地のみどりの保全	◎		○	△
	継続	1-4	公共施設におけるグリーンインフラ整備の促進	◎	○	○	
		1-5	都市緑地法の適切な運用	◎	△	△	△
		1-6	みどりの基本条例の適切な運用	◎	△	△	△
		1-7	風致地区制度の適切な運用	◎		△	
		1-8	土地利用調整関連条例の適切な運用	◎		△	
		1-9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	◎		△	
		1-10	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	◎		○	△
		1-11	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	◎		△	
		1-12	公共施設の緑化の推進	◎	○	△	
		1-13	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	◎		○	

12 新計画の施策

(2)施策の重点化・集約化

施策の重点化・集約化を図り、新たな施策や力を入れる取組を明確化した。

重点施策(13施策)

：将来像・目標の達成にむけて重点的に取り組む施策。
：基本的に毎年年次報告を行う。

継続施策(14施策)

：重点施策ではないが、本市の緑化推進等のため、従前どおり継続して取り組む施策。
：特筆する事項がある場合に年次報告を行う。

基本方針	位置付け	No.	施策名	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
魅力ある 公園づくり	重点	2-1	地域ニーズをふまえた公園機能の再整備	△	◎		○
		2-2	安心・安全と防災力のある公園づくり	○	◎		
		2-3	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	○	◎		△
	継続	2-4	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	○	◎	△	△
		2-5	(仮称) 三浦半島国営公園の誘致の推進	○	◎	△	△
生物多様性 の保全と 活用	重点	3-1	森林・里山環境の保全と活用	○		◎	△
		3-2	水辺環境の保全と活用	○	△	◎	△
		3-3	外来生物対策の推進	△		◎	
	継続	3-4	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	△		◎	△
		3-5	公共施設における自然植生等の保全	△	○	◎	△
みどりの 継承	重点	4-1	みどりや生きものに対する意識の向上	△		△	◎
		4-2	自然に関する環境教育・環境学習の実施	△	△	△	◎
	継続	4-3	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	○		△	◎
		4-4	産・学・官の連携によるプログラムの検討	△	△	△	◎

13 新計画において特に重点的に取組む内容

(3)より推進する施策と新規施策

《1-1》樹林地の保全と機能の維持増進

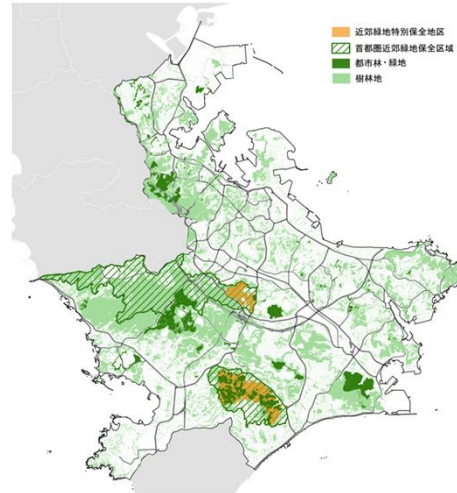
- 拡充事業
- 実施主体：市
- 関連者：市民等

●方針と目標

：樹林地の整備を行い、樹林地がもつ防災、炭素固定、流域治水、生物多様性の確保などの多面的な機能の向上を図る。また、民有地を含む樹林地の安全を第一に考えた取り組みや保全手法の検討を行う。

●取組内容

- ・近郊緑地特別保全地区をはじめとした樹林地の整備（機能維持増進事業）の実施
- ・安全性を第一に考えた民有樹林地の保全手法の検討
- ・既成宅地立木伐採工事助成制度を適切な運用



14 新計画において特に重点的に取組む内容

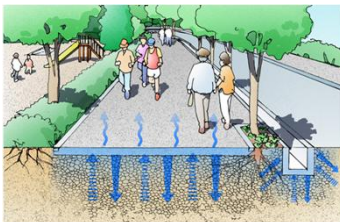
(3)より推進する施策と新規施策

《1-4》公共施設におけるグリーンインフラ整備の増進

- 継続事業
- 実施主体：市
- 関連者：市民等

●方針と目標

：公共施設における防災、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、Well-being等の機能を向上させるため、これらの機能向上に寄与するグリーンインフラの整備を推進する。



●取組内容

- ・グリーンインフラの推進に関して、必要な情報を精査し、導入可能な取組の検討
- ・施設の整備・改修時は植栽や透水性舗装、生物多様性への配慮等のグリーンインフラの観点から実施することを検討
- ・[公園]自然環境を有する公園や生物多様性の確保に寄与する都市公園等の適切な維持管理と活用の検討
- ・[港湾]港湾緑地の新規整備と適切な維持管理（整備予定地：2箇所0.5ha）
- ・[道路]街路樹整備ガイドラインに基づいた街路樹等の適切な維持・管理
- ・[道路]車両や歩行者の安全性を考慮したうえで、枯死等により撤去した樹木の補植やポケットパークなどのオープンスペースの確保の検討
- ・[河川]河川施設の改修等の際は、生物の生息・生育・繁殖並び流域治水に配慮した河川となるような整備を推進

15 新計画において特に重点的に取り組む内容

(3)より推進する施策と新規施策

《2-1》地域ニーズをふまえた公園機能の再整備

○新規事業

○実施主体：市

○関連者：市民等

●方針と目標

：年代別の人口状況及び分布や、各世代の多様なニーズを把握し、身近な公園の適切な維持管理に努める。これにより、子どもの遊び場の確保や高齢化社会への対応等を図るとともに、子育て世代を含む地域住民の交流や心身の健康増進につながる、質の高い公園づくりを行う。

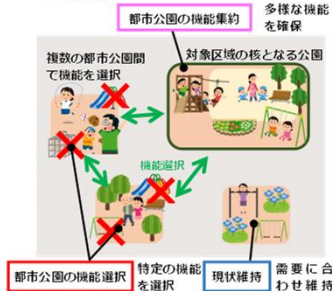
●取組内容

- ・北地区の“湘南鷹取地区(鷹取小学校区)”をモデル地区に設定し、公園利用状況や地域ニーズを考慮した公園機能の再編・集約
- ・東西南各地区の学区における必要性の精査
- ・公園プール跡の公園機能の再編

<現状>



<再編後>



16 新計画において特に重点的に取り組む内容

(3)より推進する施策と新規施策

《4-1》みどりや生きものに対する意識の向上

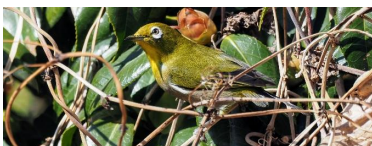
○拡充事業

○実施主体：市、市民等

○関連者：市民等

●方針と目標

：市は、市民等が生物多様性に関する理解を深め、その重要性を認識できるよう、みどりや生きものにふれる機会及び生物多様性保全に資する活動に参加する機会をつくり、市民の積極的な参加を促す。公園や博物館等の市内施設の利用者の増加を図ることにより、みどりや生きものを守る意識の向上を目指し、普及啓発活動や情報発信を行う。



●取組内容

- ・市民有志「いきもの調査隊」による生物調査の実施と SNS 等を活用した生物調査の導入の検討
- ・市内の公園や博物館施設等での観察会や市民参加型の体験イベント、ワークショップ等の実施
- ・自然環境講演会の開催
- ・本市自然・人文博物館での企画展示等の開催
- ・関係部署が連携し、市内の公園や博物館施設等による情報発信の実施
- ・市職員の知識を向上させるための研修等の実施
- ・市民による花いっぱい運動の実施
- ・里山的環境保全に取り組んでいる土地におけるボランティア養成、民間企業等の多様な主体による保全、活用の取組みの継続、支援
- ・人材活用や人づくり手法の検討
- ・市民による生物調査参加の取組みの検討
- ・自然環境活動団体の活動に対する情報発信や広報等の支援の継続

○みどりの基本条例

平成23年3月28日

条例第13号

改正 平成24年1月25日市条例第1号

平成28年3月30日条例第24号

令和 3 年3月4日条例第38号

令和 8 年3月〇日条例第〇号

みどりの基本条例をここに公布する。

みどりの基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 みどりの基本計画(第9条・第10条)

第3章 みどりの保全及び創出のための基本的事項(第11条―第17条)

第4章 みどりの保全及び創出のための施策(第18条―第23条)

第5章 雑則(第24条・第25条)

附則

(平28条例24・一部改正)

本市は、三方を海に囲まれるとともに丘陵や斜面などのみどりにも恵まれ、この自然環境が本市の大きな魅力となっています。しかし、都市化の進行に伴って、かつてあった豊かなみどりが減少しており、その保全と創出の必要性が高まっています。

みどりは、地球環境の維持にとって重要であるとともに、自然環境の核となり、人を含む多くの生物の生命を支える基盤を形成するものです。さらに、自然とのふれあいの場や人々の交流の場の提供、美しい景観の形成、土砂流出の防止などの防災面における貢献等を通じて、私たちに心の安らぎや健康を与えています。このように、私たちは生きていくうえで、みどりから限らない恩恵を享受しています。

私たちは、かけがえのないみどりの重要性を認識し、自らの手でみどりを守り、つくり、育て、活かすために、それぞれの立場で協力し合い、みどり豊かな自然と調和し、そのみどりと親しむことのできる「みどりの中の都市」の実現を目指すとともに、みどりを将来の世代に継承するために、この条例を制定します。

(平28条例24・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるみどりの保全及び創出について基本理念を定め、市民、土地所有者等、事業者及び市の責務を明らかにし、並びにみどりの保全及び創出に関する基本的な事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市のみどりに関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において「みどり」とは、樹木、草花等の植物並びに樹林地(樹木がまとまって生育している一団の土地をいう。以下同じ。)、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭等をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、市内の土地について所有権その他の権原を有する者をいう。

(基本理念)

第4条 みどりの保全及び創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) みどりは、すべての人にとってかけがえのない存在であり、将来にわたって継承すべきものとの認識に立つこと。
- (2) みどりは、**生物多様性の確保のための基盤となり**、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。
- (3) 市民、土地所有者等、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働を行うこと。
- (4) 土地所有者等の権利を尊重するとともに、公共の福祉との適切な調和を図ること。

(平28条例24・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、所有し、又は

管理する土地又は施設において樹木、草花等を植栽し、又は維持するなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念に基づき、所有し、又は権原を有する土地における樹林地等が土砂流出、倒木その他の災害を起こすことのないように、自らの責任においてみどりを適切な状態に維持管理し、かつ、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、地域のみどり豊かな環境が確保されるような社会貢献を行うなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、土地所有者等及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を尊重するとともに、市民等が参画できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、みどりの保全及び創出について市民等の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

4 市は、みどりの保全及び創出のため、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携及び協力を行うよう努めなければならない。

第2章 みどりの基本計画

(みどりの基本計画の策定)

第9条 市長は、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、みどりの保全及び創出に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第4項に規定する計画のほか、次に掲げる計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

(1) 環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第9条第1項に規定する横須賀市環境基本計画

(2) 生物多様性基本法(平成20年法律第五十八号)第13条第1項に規定する市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

(3) その他本市のみどりに関する基本的な計画

3 みどりの基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) みどりの保全及び創出についての目標

(2) みどりの保全及び創出についての施策に関する事項

(3) 法第4条第2項(第1号及び第2号を除く。)に規定する事項

4 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例第24条第1項に規定する横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

5 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(平24条例1・一部改正)

(みどりの基本計画に基づく施策の実施等)

第10条 市長は、みどりの基本計画に定める施策を実施するときは、前条第2項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。

2 市長は、みどりの基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、審議会に意見を求めることができる。

第3章 みどりの保全及び創出のための基本的事項

(みどりの保全及び創出のための制度の整備及び施策の実施)

第11条 市は、みどりの保全及び創出のために必要な制度を整備し、及びその他の施策を実施するものとする。

(みどりの量及び質の確保)

第12条 市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性、生物多様性の確保等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

(施設の緑化の推進)

第13条 市は、みどり豊かな都市の実現を図るために、公園、道路、港湾その他の公共施

設における緑化を推進するものとする。

(令3条例38・一部改正)

(公園等の活用の推進)

第14条 市は、市民の心身の健康増進、人々の交流促進及び活気あふれるまちづくりのために、公園等について、施設の特性に応じ適切な維持管理、運営管理及び整備を推進するものとする。

(令3条例38・追加)

(市民等への支援)

第15条 市は、市民等に対して、みどりの保全及び創出のために必要な支援を行うことができる。

(調査の実施等)

第16条 市は、みどりの状況を把握するために必要な調査、研究等を適宜行い、みどりの保全及び創出に関する施策に反映させるものとする。

(市民等への情報の発信)

第17条 市は、市民等がみどりに親しむこと及びみどりを活かすことを促進するために必要な情報を発信するものとする。

(平28条例24・追加)

第4章 みどりの保全及び創出のための施策

(市街化区域内における樹林地の保全支援)

第18条 市は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。)における樹林地の保全を希望する土地所有者を支援するための制度を設けることができる。

(平28条例24・旧第16条繰下)

(自然林の保全)

第19条 市は、市内に存在する自然状態の樹林を保全するための制度を設けることができる。

(平28条例24・旧第17条繰下)

(みどりの寄附)

第20条 市は、良好なみどりを保全するため、土地所有者からの樹林地等の寄附を受けるための制度を設けることができる。

(民有地の緑化支援)

第21条 市は、市街地の民有地における緑化を推進するため、市民等に必要な支援を行うことができる。

(制度の活用)

第22条 市は、みどりの保全及び創出により、みどり豊かな市街地の形成、地域の良い環境の確保及びみどりの市民の利用への提供を図り、並びに市街地における限られた空間を効果的に利用した市民等による自主的な緑化の取組みを促進するため、法に規定する都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する各制度の活用に努めるものとする。

(平28条例24・一部改正)

(その他の施策等)

第23条 市は、第18条から前条までに規定するもののほか、みどりの保全及び創出のために必要な制度を設け、措置を講じ、又は支援を行うことができる。

(平28条例24・一部改正)

第5章 雑則

(この条例の見直し)

第24条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況の評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

(その他の事項)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 緑地条例(昭和47年横須賀市条例第25号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際現に法第4条第1項の規定により定められている基本計画は、第9条第1項の規定により策定されたみどりの基本計画とみなす。

4 附則第2項の規定による廃止前の緑地条例第4条の規定によりなされた緑地等の指定の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成24年1月25日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月4日条例第38号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。